

## 基本計画書

基本計画									
事項	記入欄							備考	
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更								
フリガナ設置者	カチコチケン チバケイゾウケン 学校法人 千葉経済学園								
フリガナ大学の名称	チバケイゾウゾウケン 千葉経済大学短期大学部 (Chiba Keizai College)								
大学本部の位置	千葉県千葉市稲毛区轟町3丁目59番5号								
大学の目的	「片手に論語 片手に算盤」という建学の精神並びに「良識と創意」という校是を踏まえ、深く専門の学芸を教授研究し、職業または實際生活に必要な能力を育成し、もって社会の発展文化の向上に寄与することを使命とする。								
新設学部等の目的	受験者数並びに入学者数の推移及び今後の状況から適正定員を勘案し、安定した学生確保を図ることを目的とする。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	
	こども学科	2年	170人 (200)	年次人	340人 (400)	短期大学士 (こども学)	令和6年4月 第1年次	千葉県千葉市稲毛区轟町3丁目59番5号	
計									
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)	該当なし								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計	単位			
		科目	科目	科目	科目	単位			
教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等					兼任教員等	
			教授	准教授	講師	助教	計	助手	
	新設分	こども学科	11人 (11)	5人 (5)	1人 (1)	－人 (－)	17人 (17)	－人 (－)	51人 (51)
		計	11人 (11)	5人 (5)	1人 (1)	－人 (－)	17人 (17)	－人 (－)	－
	既設分	ビジネスライフ学科	8人 (8)	1人 (1)	－人 (－)	－人 (－)	9人 (9)	－人 (－)	40人 (40)
		計	8人 (8)	1人 (1)	－人 (－)	－人 (－)	9人 (9)	－人 (－)	－
合計		19人 (19)	6人 (6)	1人 (1)	－人 (－)	26人 (26)	－人 (－)	－	
教員以外の職員の概要	職種		専任		兼任		計		
	事務職員		17人 (17)		－人 (－)		17人 (17)		
	技術職員		－人 (－)		－人 (－)		－人 (－)		
	図書館専門職員		5人 (5)		－人 (－)		5人 (5)		
	その他の職員		－人 (－)		－人 (－)		－人 (－)		
計		22人 (22)		－人 (－)		22人 (22)			

校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計				
	校 舎 敷 地	11,782.91㎡	㎡	㎡	11,782.91㎡				
	運 動 場 用 地	1,726.80㎡	㎡	㎡	1,726.80㎡				
	小 計	13,509.71㎡	㎡	㎡	13,509.71㎡				
	合 計	13,509.71㎡	㎡	㎡	13,509.71㎡				
校 舎	専 用	9,479.49㎡ ( 9,479.49㎡)	3,633.21㎡ ( 3,633.21㎡)	10,741.15㎡ ( 10,741.15㎡)	23,853.85㎡ ( 23,853.85㎡)	千葉経済大学 5,619㎡(基準面積)			
	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設 室 (補助職員 人)	語学学習施設 室 (補助職員 人)				
教 室 等	室	室	室	室	室				
専 任 教 員 研 究 室	新設学部等の名称			室 数					
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕 種	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点		
		( )	( )	( )	( )	( )	( )		
	計	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
図 書 館	面積	閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数					
体 育 館	面積	体育館以外のスポーツ施設の概要							
経 費 積 立 及 び 維 持 方 法 の 概 要	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	
	教員1人当り研究費等		450千円	450千円					
	共同研究費等		1,000千円	1,000千円					
	図書購入費	—	1,200千円	1,200千円					
	設備購入費	—	—	—					
	学生1人当り 納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		
	1,236千円	936千円	千円	千円	千円	千円			
学生納付金以外の維持方法の概要		私立大学等経常費補助金、雑収入 等							
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称	千葉経済大学							
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定 員 超 過 率	開 設 年 度	所 在 地
	経済学部 経済学科 経営学科	4 4 4	250 人	年次 人	1,000 人	学士(経済学) 学士(経営学)	1.26 倍	昭和63年 平成10年	千葉県千葉市稲毛 区轟町3丁目59番5
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称	千葉経済大学大学院							
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定 員 超 過 率	開 設 年 度	所 在 地
	経済学研究科	2	10	年次 人	20	修士(経済学)	0.20 倍	平成5年	千葉県千葉市稲毛 区轟町3丁目59番5
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称	千葉経済大学短期大学部							
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定 員 超 過 率	開 設 年 度	所 在 地
	ビジネスライフ学科 こども学科	2 2	140 200	年次 人	280 400	短期大学士 (ビジネスライフ) 短期大学士 (こども)	1.10 0.85 倍	平成16年 平成16年	千葉県千葉市稲毛 区轟町3丁目59番5
附 属 施 設 の 概 要	該当なし								

(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科又は高等専門学校等の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

## 2 校地校舎図面

### (1) 都道府県内における位置関係に関する図面



図面 1

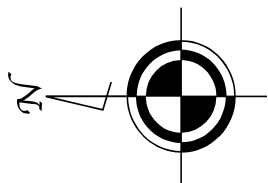
(2) 最寄り駅からの距離や交通機関がわかる図面

- 電車/JR「西千葉」駅下車徒歩13分
- 千葉都市モノレール/「作草部」駅下車徒歩5分
- ちばシティバス/JR「西千葉」駅より轟町循環線「千葉経済大学」下車徒歩1分



# 学校法人 千葉経済学園

## (3)校地の位置図



轟第二校地  
15,467.62㎡  
千葉経済大学附属高等学校  
千葉市稲毛区5丁目68番1他2筆

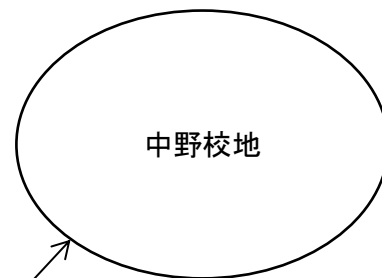


徒歩3分

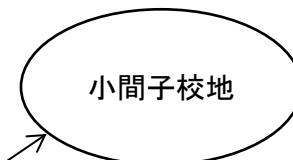
轟本校地・轟第一校地  
64,010.31㎡  
千葉経済大学  
千葉経済大学短期大学部  
千葉経済大学附属高等学校  
千葉市稲毛区4丁目8番1他3筆



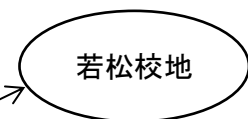
至銚子



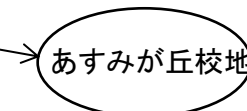
中野校地(運動場)  
31,556.00㎡  
千葉経済大学附属高等学校  
千葉市若葉区中野町2,669番2他8筆  
(全部所有)



小間子校地(運動場)  
13,496.00㎡  
千葉経済大学  
千葉市若葉区小間子町1番64他4筆



若松校地(運動場)  
7,934.00㎡  
千葉経済大学  
千葉市若葉区若松町429番11他1筆



あすみが丘校地  
1,437.37㎡  
千葉経済大学附属高等学校  
千葉市緑区あすみが丘2-41-4,5  
千葉市緑区あすみが丘東2-23-2  
(全部所有)

至東京

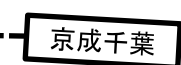
至上野



JR総武線



京成電鉄



至館山

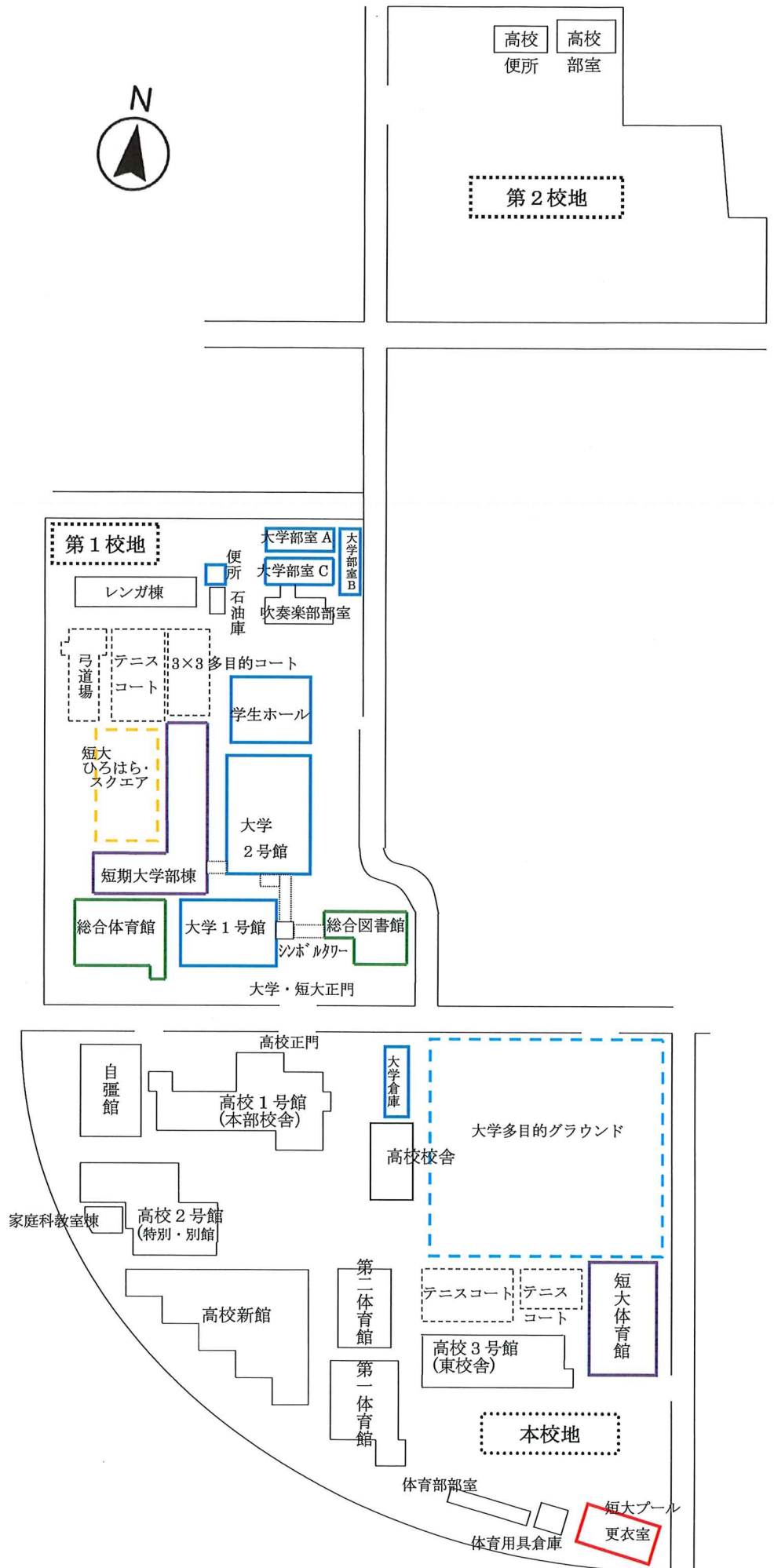
図面 3

(4) 校舎配置図

(本校地・第1校地・第2校地)



■短大専用 (ビジネスライフ学科・こども学科)
短期大学部棟 7,840.39 m <sup>2</sup>
短期大学部体育館 1,564.00 m <sup>2</sup>
■短大専用 (未使用校舎)
短大プール更衣室 75.10 m <sup>2</sup>
■大学・短大共用
総合図書館 2,268.90 m <sup>2</sup>
総合体育館 1,364.31 m <sup>2</sup>
■大学専用
大学1号館 5,700.37 m <sup>2</sup>
大学2号館 2,386.16 m <sup>2</sup>
学生ホール 1,183.39 m <sup>2</sup>
大学部室A 248.42 m <sup>2</sup>
大学部室B 656.79 m <sup>2</sup>
大学部室C 248.42 m <sup>2</sup>
■短大運動場
ひろはら・スクエア 1,726.80 m <sup>2</sup>
■大学運動場
多目的グラウンド 4,063.71 m <sup>2</sup>



# ○千葉経済大学短期大学部学則

## 第1章 総則

### (目的)

- 第1条 本学は、「片手に論語 片手に算盤」という建学の精神並びに「良識と創意」という校是を踏まえ、深く専門の学芸を教授研究し、職業または實際生活に必要な能力を育成し、もって社会の発展文化の向上に寄与することを使命とする。
- 2 本学に設置する各学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、別に定める。

### (名称および位置)

- 第2条 本学は、千葉経済大学短期大学部と称する。
- 2 本学を千葉県千葉市稲毛区轟町3丁目59番5号に置く。

## 第2章 学科、学生定員および修業年限

### (学科および学生定員)

- 第3条 本学に設置する学科および学生定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
ビジネスライフ学科	140名	280名
こども学科	170名	340名

- 2 こども学科に初等教育コース、保育コース及びキッズビジネスコースを置く。コースに関することは別に定める。

### (修業年限および在学年限)

- 第4条 本学の修業年限は、2年とする。ただし、在学年限（休学期間を除く）は、4年を超えることはできない。

## 第3章 学年、学期、授業日数および休業日

### (学年および学期)

- 第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。学年を分けて次の2期とする。

- (1) 前期 4月1日から9月19日まで  
(2) 後期 9月20日から翌年3月31日まで

- 2 本学の1年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め35週にわたり200日を原則とする。

### (休業日)

- 第6条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日  
(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日  
(3) 学園創立記念日 11月15日  
(4) 夏季休業 8月1日から9月19日まで  
(5) 冬季休業 12月23日から翌年1月9日まで  
(6) 春季休業 3月11日から4月4日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学長は臨時に休業日を設け、または休業日を変更することができる。

## 第4章 学科課程および履修方法

### (授業科目)

- 第7条 本学の教科課程に関しては、別表(1)、(2)および(3)に定めるところによる。

(履修登録単位数の上限)

第7条の2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間に履修科目として登録できる単位数の上限を別に定めるものとする。

(他学科の科目履修)

第7条の3 学生は、他学科に開設されている授業科目を履修し、単位を修得することができる。

2 他学科の科目履修に関して必要な事項は、別に定める。

(他の大学または短期大学における授業科目の履修)

第7条の4 学生が、他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(短期大学または大学以外の教育施設等における学修)

第7条の5 本学は、教育上有益と認めるときは、他の短期大学または高等専門学校の専攻科における学修、その他短期大学設置基準第15条に基づき文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、第7条の3により修得したものとみなした単位数と合わせて15単位を超えないものとする。

(単位の計算方法およびクラス編成)

第8条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、次の基準により単位数の計算およびクラス編成等を行うものとする。

(1) 講義については15時間、演習については30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める演習科目については15時間で1単位とする。

(2) 実験、実習、実技の授業については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める実習科目については40時間で1単位とする。

(3) クラス編成方法等については別に定める。

(卒業の要件等)

第9条 卒業の要件は、休学期間を除き、本学に2年以上(第19条または第20条の規定により入学を許可された者については、その許可の際定められた在学すべき年数以上)在学し、それぞれの学科で定められた必修科目を含めて、ビジネスライフ学科は66単位以上、こども学科は62単位以上を修得することとする。

2 学長は、前項の規定による卒業の要件を備えた者の卒業を認定する。

(短期大学士)

第10条 前条により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(資格の取得)

第11条 教育職員免許状を取得しようとする者は、第9条の規定によるほか、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)および教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める単位を修得しなければならない。

2 本学こども学科において取得できる教育職員免許状の種類は、小学校教諭2種免許状および幼稚園教諭2種免許状とする。

3 保育士の資格を得ようとする者は、第9条の規定によるほか、児童福祉法(昭和22年法律第164号)および児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)に定める単位を修得しなければならない。

4 司書の資格を得ようとする者は、第9条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、別表(3)のとおり科目および単位を修得しなければならない。

(学習の評価)

第12条 学習の評価は、秀、優、良、可、不可の5種類をもって表わし、秀、優、良、可は合格とし、不可は不合格とする。

(追試験)



第13条 病気その他本学が認めたやむを得ない事故のため定期試験に欠席した者は、追試験によって単位の認定を受けることができる。

(再試験)

第14条 成績が不可のため単位が認定されない科目については、再試験を行うことがある。

## 第5章 入学、休学および退学

(入学の時期)

第15条 本学の入学期は、毎学年の始めとする。

(入学の資格)

第16条 本学に入学することができる者は、次の各号の1に該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が認める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が別に定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願)

第17条 本学に入学を志願する者は、所定の願書および必要書類に受験料 30,000 円をそえて志願手続をしなければならない。ただし、千葉経済大学附属高等学校長の推薦に基づき入学を志願した者および学長が特に認めた者については、受験料を免除することができる。

(入学者の選考)

第18条 前条の入学志願者に対し選考を行い、学長が合格者を決定する。

(入学手続および入学許可)

第19条 合格通知を受けた者は、所定の日までに保証人を定め、所定の学費を納入して入学手続を完了しなければならない。

(再入学)

第20条 退学または転学した者が再入学を願い出た場合は、以前に在学していたときの成績を考慮し、学長がこれを許可することができる。

(休学・休学期間および復学)

第21条 病気その他やむを得ない事由により引続き3ヶ月以上就学困難な者は、事由を付して休学願を提出し学長の許可を得なければならない。ただし、病気の場合は医師の診断書を添付するものとする。

2 休学期間は、学年を超えてはならない。ただし、特別の事情がある場合は願い出によりさらに1年以内に限り期間を延長することができる。

3 休学者は、休学期間終了1ヶ月前までに復学の手続をとらなければならない。

4 届け出た休学期間終了前にその休学の事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

5 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

(退学および転学)

第22条 退学または転学しようとする者は、保証人連署のうえ退学または転学を願い出て学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第23条 次の各号の1に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第4条に定める在学期間を超えた者
- (2) 休学期間を終了しても復学の手続をとらない者
- (3) 授業料の納付期限を経過し、督促を受けてもなお納付しない者
- (4) 死亡または行方不明の届け出のあった者

## 第6章 学費

(入学金等の金額)

第24条 本学の学費を次のとおり定める。

入学金	施設設備費	授業料	教育充実費	諸費
300千円	年額 200千円	年額 650千円	年額 60千円	年額 26千円

2 千葉経済大学附属高等学校長の推薦に基づき入学を志願した者および学長が特に認めた者に係る入学金の額は、第1項の規定にかかわらず、全額免除とすることができる。

(入学金・授業料等)

第25条 入学手続きにあたっては、前条の学費を所定の日までに納入しなければならない。

- 2 授業料および施設設備費は2期に分割して納入するものとする。この場合、前期分は4月末日までに、また、後期分は10月末日までに納入しなければならない。教育充実費および諸費は4月末日までに納入しなければならない。
- 3 前条第1項の規定にかかわらず、入学金および授業料等は、別に定めるところにより、これを免除することができる。
- 4 第21条第1項の規定により休学を許可された場合は、休学期間中の授業料を免除するものとする。
- 5 第22条の規定により退学を許可され、または第23条の規定により除籍された場合は、未納の授業料を免除することができる。
- 6 第21条第4項の規定により復学を許可された場合は、復学のときから授業料を納入しなければならない。
- 7 第20条の規定により再入学を願い出て許可された者は、入学金および再入学選考料を納付しなければならない。
- 8 正当な理由なく授業料を期限までに納入しない者には、学長が登校停止を命ずることができる。
- 9 学長は、延納その他の特例措置を願い出た者について、やむを得ない特別の事情があると認められる場合は、第2項の規定にかかわらずこれを許可することができる。
- 10 第4項から第9項までの規程は、施設設備費、教育充実費および諸費について準用する。
- 11 一旦納入した学費は原則として返還しない。
- 12 学費として定めたもののほか、特定の科目等の履修のため特別に必要な実習教育費を徴収することができる。実習教育費に関することは別に定める。

## 第7章 職員組織

(職員組織)

第26条 本学に学長、教授、特任教授、准教授、特任准教授、講師、助教、助手および事務職員その他必要な職員をおく。

- (1) 学長は、学校法人千葉経済学園理事会がこれを選任し、校務をつかさどり、所属職員を統轄する。
- (2) 教授及び特任教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (3) 准教授及び特任准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (4) 講師は、教授または准教授に準ずる職務に従事する。

- (5) 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (6) 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- 2 本学に副学長をおくことができる。
  - (1) 副学長は、学長の推薦する者の中より学校法人千葉経済学園理事長がこれを補する。
  - (2) 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 3 副学長は、学長に事故があるとき、又は学長が欠けたときは、その職務を代行する。  
(学科長ならびに教務部長、学生部長および就職部長)

第27条 本学に学科長ならびに教務部長、学生部長および就職部長をおく。

- (1) 学科長は、教授の中より学長がこれを補し、学科の運営全般に関し、学長を補佐する。
- (2) 教務部長は、教授または准教授の中より学長がこれを補し、主として教務に関する事項全般をつかさどる。
- (3) 学生部長は、教授または准教授の中より学長がこれを補し、主として学生の厚生補導に関する事項全般（就職部長の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
- (4) 就職部長は、教授または准教授の中より学長がこれを補し、学生の就職に関する事項全般をつかさどる。

## 第8章 教授会

(教授会)

第28条 本学に教授会を置き、学長および専任教授をもって組織する。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長は、教授会には准教授または専任の講師、その他の教員を加えることができる。
- 3 学長は、教授会を召集し、その議長となる。

(教授会の審議事項)

第29条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
  - (2) 学位の授与
  - (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(学科会議)

第29条の2 学科にそれぞれ学科会議をおく。

- 2 前項の学科会議は、教授会構成員のうち、それぞれの学科に所属する者をもって組織する。
- 3 学科会議は、教授会から委任された事項および教授会に付議すべき事項をそれぞれ審議する。
- 4 学科長は、それぞれ学科会議を召集し、その議長となる。

(教授会規則)

第30条 教授会に関する規則は、これを別に定める。

## 第9章 科目等履修生、特別聴講学生および外国人学生

(科目等履修生)

第31条 本学の1科目または数科目の授業科目の履修を希望する者に対しては、授業および研究に妨げのない場合にかぎり選考の上科目等履修生として履修を許可することがある。

- 2 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第31条の2 他の大学または短期大学との協議にもとづき、当該大学の学生を特別聴講学生として入学を許可し、本学が開設する授業科目を履修させることがある。

- 2 特別聴講学生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人学生)

第31条の3 外国人で本学に入学を志願する者があるときは、選考の上外国人学生として入学を許可することがある。

2 外国人学生に関して必要な事項は、別に定める。

## 第10章 図書館

(図書館)

第32条 学生および教職員の研究または勉学に資するため、本学に図書館をおく。

2 図書館に関する規則は、別に定める。

## 第11章 表彰及び懲戒

(表彰)

第33条 品行方正、学術優秀な者、また学生として模範的行為があった者については、学長がこれを表彰することができる。

(懲戒)

第34条 本学の規則に反し、その他学生の本分に反する行為があったときは、学長は、訓告、停学または退学を命ずることができる。

2 前項の退学等は、次の各号の1に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

(特待生)

第35条 第18条の規定による選考に合格した者のうち特に成績が優秀な者若干名並びに本学学生として在学中、学業成績が特に優秀で他の学生の模範となるべき者若干名について、別に定めるところにより、特待生として授業料の全部または一部を免除することができる。

附 則

本学則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和43年10月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則中第6条および第10条については、昭和44年10月1日から、第7条および第26条については、昭和45年4月1日からそれぞれ施行する。ただし、昭和44年度以前の入学者については、第26条の改正規定は適用しない。

附 則

この改正学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和46年4月1日から施行する。ただし、昭和45年度以前の入学者については、この改正規定は適用しない。

附 則

この改正学則は、昭和47年4月1日から施行する。ただし、昭和46年度以前の入学者については、この改正規定は適用しない。

附 則

この改正学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、昭和48年度以前の入学者については、この改正規定は適用しない。

附 則

この改正学則中第28条および第29条については、昭和49年10月1日から、第26条については、昭和50年4月1日からそれぞれ施行する。ただし、昭和49年度以前の入学者については、第26条の改正規定は適用しない。

附 則

この改正学則は、昭和51年4月1日から施行する。ただし、第26条については、昭和50年度以前の入学者には、この改正規定は適用しない。

附 則

この改正学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和53年4月1日から施行する。ただし、昭和52年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

この改正学則は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、昭和53年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

この改正学則は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、第24条の改正規定は、昭和54年度以前の入学者には適用しない。

附 則

この改正学則は、昭和56年4月1日から施行する。ただし、第24条の改正規定は、昭和55年度以前の入学者には適用しない。

附 則

この改正学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和59年4月1日から施行する。ただし、第9条第4号および別表(2)の改正規定は、昭和58年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

この改正学則は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、昭和59年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

この改正学則は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、昭和60年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附 則

この改正学則は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、昭和60年度以前の入学者については、第16条、第24条および第41条の改正規定を除き、なお従前の学則による。

附 則

- 1 この改正学則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 昭和62年度における商経科第1部の学生総定員は、第3条の規定にかかわらず、350名とし、商経専攻にあつては150名、経営情報専攻にあつては50名とする。
- 3 昭和62年度における商経科第2部の学生総定員は、第3条の規定にかかわらず、180名とする。
- 4 昭和61年度以前の入学者については、改正後の第24条第1項、第41条第1項および別表(1)の表中貿易論の規定を除き、なお従前の学則による。

附 則

- 1 この改正学則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 昭和62年度以前の入学者については、改正後の第24条第1項および第41条第1項の規定ならびに別表(1)から別表(3)まで(保健体育講義および器楽Iの欄の規定を除く。)を除き、なお従前の学則による。

附 則

この改正学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

- この改正学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 平成元年度以前の入学生については、改正後の学則第10条第2項および第24条第1項の規定を除き、なお従前の学則による。
- 平成2年度以降における商経科第1部経営情報専攻の入学定員および総定員は、第3条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

学 科	平成2年度		平成3～10年度		平成11年度		平成12年度以降	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
商経科 第1部	名 250	名 450	名 250	名 500	名 200	名 450	名 200	名 400
経営情 報専攻	100	150	100	200	50	150	50	100

附 則

- この改正学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 平成2年度以前の入学生については、改正後の学則第24条第1項の規定および別表(1)ならびに別表(2)を除き、なお従前の学則による。
- 平成3年度以降における商経科第1部商経専攻の入学定員および総定員は、第3条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

学 科	平成5年度		平成6～10年度		平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
商経科第1部 商経専攻	名 200	名 400	名 200	名 400	名 200	名 400	名 150	名 350
経営情報専攻	0	100						
経営情報専攻	100	100	100	200	50	150		

附 則

- この改正学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 平成3年度以前の入学生については、改正後の学則第9条第1項および第24条第1項ならびに別表(1)から別表(3)まで(別表(1)の表中生活経営論、別表(2)の表中経営管理、マーケティング、別表(3)の表中スキー(Ⅱ)、書き言葉演習、教育方法演習、教育学総合演習、教育行政演習、社会科教育演習、教育研究、保育総合演習の欄の規定を除く。)を除き、なお従前の学則による。

附 則

- この改正学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 平成4年度以前の入学生にかかる学科課程のうち、別表(1)の表中商法およびOA実務Ⅰについては、なお従前の学則による。
- 平成5年度以降における商経科第1部および経営情報科の入学定員ならびに総定員は、第3条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

学 科	平成5年度		平成6～10年度		平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
商経科第1部 商経専攻	名 200	名 400	名 200	名 400	名 200	名 400	名 150	名 350
経営情報専攻	0	100						
経営情報科	100	100	100	200	50	150		

附 則

この改正学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、平成5年度以前の

入学生については、なお従前の学則による。

附 則

この改正学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成7年度の入学生については、改正後の学則第7条の2、第9条第1項第3号および別表(1)の表中商経科第1部経済政策総論、ジェンダー論、商経科第2部経済政策総論(卒業の要件を除く。)ならびに秘書学概論の欄の規定を除き、なお従前の学則による。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、別表(1)の表中生涯学習概論、図書館概論、別表(3)の表中生涯学習概論、図書館概論、コンピュータリテラシー、保育総合演習Ⅰ、保育総合演習Ⅱおよび別表(4)については、平成8年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、別表(3)の表中教育法規・指導要領演習、ピアノ音楽Ⅰ、ピアノ音楽Ⅱ、別表(4)の表中図書館特講については、平成9年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、別表(1)の表中房総の地域史Ⅰ及び房総の地域史Ⅱについては、平成10年度入学生から適用する。
- 2 平成11年度における経営情報科の入学定員ならびに収容定員は、第3条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

学 科	平成11年度	
	入学定員	収容定員
経営情報科	100	200

附 則

- 1 この改正学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成12年度以降の商経科第1部の入学定員ならびに収容定員は、第3条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

学 科	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
商経科第1部	名 190	名 390	名 180	名 370	名 170	名 350	名 160	名 330	名 150	名 310

附 則

この改正学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、別表(1)の表中現代日本経済論、観光地理、上級簿記および女性学、別表(2)の表中経営管理論およびビジネス情報英語、別表(3)の表中教育・保育法規については、平成12年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成14年4月1日から施行し、改正後の第24条の規定は平成14年度入学者から適用する。
- 2 別表(1)の表中日本経済の基礎知識、現代経済事情およびファイナンシャル・プランナー、別表(2)の表中企業戦略論、経営データ分析およびコンピュータ演習Ⅲ、別表(4)の表中生涯学習概論、図書館経営論、専門資料論、図書および図書館史、資料特論および情報機器論については、平成13年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、別表(1)の表中上級秘書学、別表(2)の表中コンピュータネットワーク論、上級秘書学、別表(3)の表中歌唱伴奏法、レクリエーション概論およびレクリエーション実技については平成14年度入学生から適用する。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、商経科、経営情報科および初等教育科は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に該当学科に在学するものが該当学科に在学なくなる日までの間、存続するものとする。

2 別表(1)の表中 Cross-Cultural Communication II および秘書学特講、別表(2)の表中 Cross-Cultural Communication II については、平成15年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成16年11月25日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

2 別表(1)の表中 Cross-Cultural Communication およびキャリアデザイン、別表(2)の表中 Cross-Cultural Communication については、平成16年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成17年11月9日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年1月18日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行し、改正後の第36条の規定は平成18年度入学生に係る特待生から適用する。ただし、平成18年度におけるビジネスライフ学科およびこども学科の収容定員は、改正後の第3条にかかわらず次表のとおりとする。

学科	平成18年度
	収容定員
ビジネスライフ学科	350名
こども学科	350名

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表(2)表中リトミック I およびリトミック II については、平成18年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 別表(1)の表中スキー I およびスキー II については、平成19年度入学生から適用する。

3 別表(2)の表中ピアノ簡易奏法、スクーバダイビング、乗馬、教育・保育等ボランティア I、教育・保育等ボランティア II、教育・保育等ボランティア III および教育・保育等ボランティア IV については、平成19年度入学生から適用する。

附 則

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 別表(1)の表中、「現代社会と産業 A」及び「現代社会と産業 B」については、平成20年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年7月14日改正)

この学則は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度入学生から適用する。

附 則 (平成23年1月19日改正)

この学則は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度入学生から適用する。

附 則 (平成23年2月23日改正)

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度入学生については、改正後の学則第8条第2号および別表(1)表中、「証券実務」「DCプランナー」「ファッション色彩論 I」「ファッション色彩論 II」を除き、なお従前の学則による。

2 平成21年度以前入学生については、改正後の学則第8条第2号を除き、なお従前の学則による。



附 則（平成 23 年 5 月 18 日改正）

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 24 年度におけるビジネスライフ学科の収容定員は、改正後の第 3 条の規定にかかわらず 270 名とする。

附 則（平成 24 年 2 月 22 日改正）

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 23 年度入学生については、別表(1)の表中、「インターネットワーキング実習 A」「インターネットワーキング実習 B」を除き、なお従前の学則による。
- 2 平成 22 年度以前入学生については、なお従前の学則による

附 則（平成 25 年 10 月 9 日改正）

- 1 この学則は、平成 25 年 10 月 9 日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 20 日改正）

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 24 年度入学生については、別表(1)の表中、「公務員試験対策講座 A」「公務員試験対策講座 B」、別表(2)表中、「造形表現指導法」を除き、なお従前の学則による。
- 2 平成 23 年度以前入学生については、なお従前の学則による。

附 則（平成 26 年 2 月 19 日改正）

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 25 年度入学生については、別表(1)の表中、「ブライダル総論 I」「ブライダル総論 II」「パーソナルカラー I」「パーソナルカラー II」を除き、なお従前の学則による。
- 2 平成 24 年度以前入学生については、なお従前の学則による。

附 則（平成 27 年 1 月 21 日改正）

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 18 日改正）

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 26 年度入学生については、別表(2)の表中、「保育士試験対策講座 I」「保育士試験対策講座 II」を除き、なお従前の学則による。
- 2 平成 25 年度以前入学生については、なお従前の学則による。

附 則（平成 27 年 5 月 26 日改正）

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度入学生から適用する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日改正）

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 27 年度入学生については、別表(1)の表中、「ビジネス法規 II」「ウエディングプランニング I」「ウエディングプランニング II」「医療秘書」「ホテルビジネス I」「ホテルビジネス II」を除き、なお従前の学則による。
- 2 平成 26 年度以前入学生については、なお従前の学則による。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日改正）

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 28 年度入学生については、別表(2)の表中、「弾き歌い」を除き、なお、従前の学則による。
- 2 平成 27 年度以前入学生については、なお従前の学則による。

附 則（平成 29 年 1 月 15 日改正）

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 30 年度におけるビジネスライフ学科の収容定員は、改正後の第 3 条にかかわらず次表のとおりとする。

学科	収容定員
ビジネスライフ学科	260名

附 則（平成 30 年 3 月 29 日改正）

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 29 年度入学生については、別表(1)の表中、「観光ビジネス」を除き、なお、従前の学則による。
- 2 平成 28 年度以前入学生については、なお従前の学則による。

附 則（平成 30 年 7 月 26 日改正）

この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年度以前入学生については、なお従前の学則による。

附 則（平成31年3月25日改正）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年度入学生については、別表(1)の表中、「ビジネスに活かせる生物学入門」「観光ビジネスⅠ」「観光ビジネスⅡ」を除き、なお、従前の学則による。
- 2 平成29年度以前入学生については、なお従前の学則による。

附 則（令和2年3月25日改正）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項及び第24条第1項については、令和3年度入学生から適用し、令和2年度以前入学生については、なお従前の学則による。
- 2 平成31年度入学生については、別表(1)の表中、「歴史からみる人間の経済Ⅰ」「歴史からみる人間の経済Ⅱ」「ニュースで学ぶ現代経済B」を除き、なお従前の学則による。
- 3 平成30年度以前入学生については、なお従前の学則による。

附 則（令和3年3月25日改正）

この学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和2年度以前入学生については、なお従前の学則による。

附 則（令和3年11月4日改正）

この学則は、令和4年4月1日から施行し、第24条第2項の改正は、令和4年度入学生から適用する。

附 則（令和4年3月25日改正）

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和3年度入学生については、別表(1)の表中、「生活と地域の多様性」「韓国語入門Ⅰ」「韓国語入門Ⅱ」「情報と社会」、別表(2)の表中、「キッズビジネスⅤ」「生活と地域の多様性」「韓国語入門Ⅰ」「韓国語入門Ⅱ」「情報と社会」を除き、なお従前の学則による。
- 2 令和2年度以前入学生については、なお従前の学則による。

附 則（令和4年11月4日改正）

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日改正）

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、改正後の第3条は令和6年度から適用する。
- 2 令和6年度こども学科の収容定員については、改正後の第3条中、「340名」を「370名」に読み替えて適用する。
- 3 改正後の別表(1)にかかわらず、令和4年度入学生については、改正前の別表(1)に「マーケティング入門A」「マーケティング入門B」を加えて適用し、令和3年度以前入学生については、改正前の別表(1)を適用する。
- 4 改正後の別表(2)にかかわらず、令和4年度以前入学生については、改正前の別表(2)を適用する。

## 変更事項を記載した書類

### 1. 事由

教育・保育者を志願する者の動向を踏まえ、収容定員を減じ適正な収容定員とするため。

### 2 変更点

令和5年度より、こども学科の入学定員を200名から170名に、収容定員の400名を340名に変更する。ただし、適用は令和6年度からとする。

学科名	現行		変更後	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
こども学科	200名	400名	170名	340名

千葉経済大学短期大学部学則の一部改正 新旧対照表

新	旧																		
<p>(略)</p> <p>(学科および学生定員) 第3条 本学に設置する学科および学生定員は、次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学 科</th> <th style="text-align: center;">入学定員</th> <th style="text-align: center;">収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビジネスライフ学科</td> <td style="text-align: center;">140名</td> <td style="text-align: center;">280名</td> </tr> <tr> <td>こども学科</td> <td style="text-align: center;"><u>170名</u></td> <td style="text-align: center;"><u>340名</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p><u>附 則 (令和5年3月24日改正)</u></p> <p><u>1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、改正後の第3条は令和6年度から適用する。</u></p> <p><u>2 令和6年度こども学科の収容定員については、改正後の第3条中、「340名」を「370名」に読み替えて適用する。</u></p>	学 科	入学定員	収容定員	ビジネスライフ学科	140名	280名	こども学科	<u>170名</u>	<u>340名</u>	<p>(略)</p> <p>(学科および学生定員) 第3条 本学に設置する学科および学生定員は、次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学 科</th> <th style="text-align: center;">入学定員</th> <th style="text-align: center;">収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビジネスライフ学科</td> <td style="text-align: center;">140名</td> <td style="text-align: center;">280名</td> </tr> <tr> <td>こども学科</td> <td style="text-align: center;">200名</td> <td style="text-align: center;">400名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	学 科	入学定員	収容定員	ビジネスライフ学科	140名	280名	こども学科	200名	400名
学 科	入学定員	収容定員																	
ビジネスライフ学科	140名	280名																	
こども学科	<u>170名</u>	<u>340名</u>																	
学 科	入学定員	収容定員																	
ビジネスライフ学科	140名	280名																	
こども学科	200名	400名																	

## 学則の変更の趣旨等を記載した書類

### 1. 学則変更（収容定員変更）の内容

新	旧																		
<p>(学科および学生定員)</p> <p>第3条 本学に設置する学科および学生定員は、次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学 科</th> <th style="text-align: center;">入学定員</th> <th style="text-align: center;">収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビジネスライフ学科</td> <td style="text-align: center;">140名</td> <td style="text-align: center;">280名</td> </tr> <tr> <td>こども学科</td> <td style="text-align: center;"><u>170名</u></td> <td style="text-align: center;"><u>340名</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>附則</p> <p><u>附 則 (令和5年3月24日改正)</u></p> <p><u>1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、改正後の第3条は令和6年度から適用する。</u></p> <p><u>2 令和6年度こども学科の収容定員については、改正後の第3条中、「340名」を「370名」に読み替えて適用する。</u></p>	学 科	入学定員	収容定員	ビジネスライフ学科	140名	280名	こども学科	<u>170名</u>	<u>340名</u>	<p>(学科および学生定員)</p> <p>第3条 本学に設置する学科および学生定員は、次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学 科</th> <th style="text-align: center;">入学定員</th> <th style="text-align: center;">収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビジネスライフ学科</td> <td style="text-align: center;">140名</td> <td style="text-align: center;">280名</td> </tr> <tr> <td>こども学科</td> <td style="text-align: center;"><u>200名</u></td> <td style="text-align: center;"><u>400名</u></td> </tr> </tbody> </table>	学 科	入学定員	収容定員	ビジネスライフ学科	140名	280名	こども学科	<u>200名</u>	<u>400名</u>
学 科	入学定員	収容定員																	
ビジネスライフ学科	140名	280名																	
こども学科	<u>170名</u>	<u>340名</u>																	
学 科	入学定員	収容定員																	
ビジネスライフ学科	140名	280名																	
こども学科	<u>200名</u>	<u>400名</u>																	

### 2. 学則変更（収容定員）の必要性

2004年度（平成16年度）に初等教育科をこども学科に改組し、今日に至っているが、2022年度（令和4年度）から過去3年におけるこども学科の志願者ならびに入学状況を鑑み、入学定員を2024年度（令和6年度）から30名減して170名にするものである。

#### 【過去3年間における学生の入学状況】

学科	区分	2022年度	2021年度	2020年度
こ ど も 学 科	入学定員	200	200	200
	志願者数	177	174	180
	受験者数	177	174	179
	合格者数	175	174	173
	入学者数	171	172	173

### 3. 学則変更（収容定員）に伴う教育課程等の変更内容

本収容定員の変更に伴う、教育課程の内容、教育方法及び履修指導方法ならびに教員組織等についての変更は行わない。

## 学生の確保の見通し等を記載した書類

### 1. 学生確保の見通し及び申請者としての取組状況

こども学科の近年の学生確保の状況は（表1）のとおりである。志願者増のためオープンキャンパスの参加者数を増やすこと、新規の広報活動への取り組み、高校訪問等に取り組んできた。

（表1）学生確保の状況

オープンキャンパス参加者数の推移

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
参加者数	330	315	401	688

### 入学試験志願・受験・合格・入学状況

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
こども学科				
志願者数	177	174	180	193
受験者数	177	174	179	193
合格者数	175	174	173	184
入学者数	171	172	173	182
保育コース				
志願者数	139	142	168	172
受験者数	139	142	167	172
合格者数	136	140	159	164
入学者数	134	139	159	163
初等教育コース				
志願者数	30	23	12	21
受験者数	30	23	12	21
合格者数	30	※※24	※※14	20
入学者数	28	24	14	19
キッズビジネスコース				
志願者数	8	9		
受験者数	8	9		
合格者数	※9	※10		
入学者数	9	9		

※保育コース受験→キッズビジネスコース合格 ※※保育コース受験→初等教育コース合格

### (1) オープンキャンパスへの取組み

オープンキャンパスは、従来、土曜日、夏休みの平日に開催していたが、日曜日にも開催することとし、開催回数も増やし、私立学校の高校生、クラブ活動のある高校生、保護者がより参加しやすい環境を整えている。

当日は、休日開催となり、学内に授業受講する学生が不在の状況であるが、学校の雰囲気を感じてもらうため、学生アルバイトや学生ボランティアによる、授業紹介、施設見学案内、大学生活相談、卒業生による学生生活と卒業後の体験談などを、教員による模擬授業、入試相談と共に実施している。学生食堂も休業日となるため、普段の授業日に営業しているキッチンカーに出店を依頼して昼食体験を実施し、普段の学生生活の雰囲気が体験できるよう心がけている。

オープンキャンパス以外でも主に土曜日に、受験学年を対象とした入試説明会を実施している。加えてこれ以外にも、個別の学校見学も随時受け付けることで、個人で来校する高校生へも対応をしている。

### (2) 広報活動への取組み

志願者数の増に向けて、大学案内、願書等の資料請求者を増やすため、進学情報誌媒体を増やすとともに、インターネットサイトでの広告（ターゲティング広告）を導入することで、高校生への露出を増やしている。さらに、資料請求者をオープンキャンパスの参加に繋げるため、資料請求者全員にオープンキャンパスのダイレクトメールを送付している。

### (3) 組織的な取組み

広報活動は、短大教員を構成員とする入試広報委員会により、組織的に取り組んでおり、学生保護者の興味が高い学費や経費補助（奨学金や学費減免、特待生）についてマネーサポートのチラシを作成するなど、教員からの新規提案を受け、受け手のニーズに合わせた広報活動を行っている。

また、高校への情報提供としては、千葉経済大学と合同で高校教員や塾・進学雑誌等の受験関連事業者対象の入試説明会を開催し、高校教員等が効率よく本学の情報を収集できるよう努めている。

コロナ禍となり縮小していた高校訪問も、入試広報センターの事務職員が積極的に高校訪問をするとともに、県内指定校に教員が出向いて直接説明する指定校訪問を再開し、高校との情報交換に努めている。

## 2. 人材需要の動向等社会の要請

こども学科においては、「片手に論語 片手に算盤」の建学の精神を踏まえ、「良識と創意」の校是のもとに、社会人としての良識や豊かな創造力、人間理解に基づいた幅広いコミュニケーション能力および教養に基づく倫理意識を備えた人材を養成する。

初等教育・保育コースは、人間性の基盤の上に築かれた専門的教養・知識と実践力が調和した小学校・幼稚園の教員、保育士として、社会に貢献できる人材を養成する。同時に、人間として、また子どもの教育・保育に携わる者として生涯にわたり学習し、成長し続ける力を養成する。

キッズビジネスコースでは、豊かな人間性と子どもに関する専門的な知識や教養を子ども・子育てに 関わる産業に活用し、優れたビジネスパーソンとして社会に貢献できる人材を養成する。これらの目的を達成するため、地域の子どもたちと直接ふれあって子どもについての理解を深めるなど、体験・実習・実技による学習を充実させながら、これらの学習の背景となる理論的・理念的な理解を深める教育および様々な資格取得支援のための教育を推進する。また、本学科は地域の生涯教育の拠点として、積極的な地域貢献を行う。

こども学科の学生は、(表 2) のとおり、卒業時に保育士資格、幼稚園教諭二種免許及び小学校教諭二種免許を取得している。

(表 2) 資格・免許取得状況

	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度	平成 3 0 年度
卒業者数	163	164	178	205
保育士取得者数	139	146	152	156
幼稚園教諭取得者数	116	137	146	157
小学校教諭取得者数	11	14	14	25

学生の就職状況は(表 3) で示す通り、保育園、幼稚園、福祉施設及び小学校を中心とした保育・教育、社会福祉関連を中心となっており、希望者はほぼ 100%の就職率である。社会的要請は大きく、人材育成を継続する意義は大きい。

(表 3) 就職状況

	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度	平成 3 0 年度
卒業者数	163	164	178	205
求人件数	1298	1296	1395	1478
公立保育園就職者数	16	14	14	12
私立保育園就職者数	46	52	68	67
私立幼稚園就職者数	28	42	39	53
私立こども園就職者数	27	22	11	14
私立福祉施設就職者数	12	11	19	15
私立児童館就職者数	6	1	0	2
小学校教諭就職者数	5	10	7	8
保育・教育関連就職 計	140	152	158	171
一般企業就職者数	10	4	11	17
進学者数	2	0	0	0
その他	5	2	2	6



## 教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	サクマ カツヒコ 佐久間 勝彦 <平成10年4月>	78	修士 (教育 学)		千葉経済大学短期大学部 学 長 (平成10年4月)

(注) 高等専門学校にあっては校長について記入すること。